

令和6年3月15日

一般社団法人 日本電設工業協会 殿
一般社団法人 日本空調衛生工事業協会 殿

防衛省 整備計画局 施設技術管理官付
電気通信技術班長
機械技術班長

最適化事業における総合工事の下請負者への適正な支払いについて（お知らせ）

貴会におかれましては、当省の建設工事に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当省においては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」や「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」などにより、これまで可能な限り分離・分割して発注を行うように努めているところです。

一方、当省が全国の駐屯地・基地で実施する最適化事業では、1地区単位でも膨大な工事（建物）数となり、その実施に当たっては、発注者側の契約事務、積算事務、監督・検査業務の膨大化、受注者側の技術者配置が困難といった課題に対応するため、1地区毎の総合工事とする必要があります。

民間事業の総合工事における元請負者から下請負者に対する工事費の値切りなどの理由から、総合工事への消極的な意見があると認識しているところ、今後、最適化事業を実施するにあたっては、元請負者から下請負者へ適正な支払いがなされる安心感が必要と考えることから、発注者として下記の対策を講じることをお知らせ致します。

つきましては、貴会の団体・企業会員様へ周知方お願い申し上げます。

記

1. 契約締結後、発注者から受注者に対し、内訳明細書を提示する。
2. 最適化事業の実施に際し、下請に係る疑義が生じた場合は、各地方防衛局等の担当課や建設工事に関する総合窓口を通じて、国交省に取次ぐ。
3. 下請負者の見積書及び施工体制台帳に明記される下請負金額の妥当性について、工事監督官等が必要に応じて確認する。

添付書類：1 各地方防衛局等の担当課について
2 建設工事に関する総合窓口について



各地方防衛局等の担当課について

- 北海道防衛局調達部設備課 TEL: 011(272)7516 (直通)
〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12 (札幌第3合同庁舎)
- 帯広防衛支局建設課 TEL: 0155(22)1182 (直通)
〒080-0016 北海道帯広市西6条南7-3 (帯広地方合同庁舎)
- 東北防衛局調達部設備課 TEL: 022(297)8222 (直通)
〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 (仙台第3合同庁舎)
- 北関東防衛局調達部設備課 TEL: 048(600)1829 (直通)
〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館)
- 南関東防衛局調達部設備課 TEL: 045(211)7146 (直通)
〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57 (横浜第2合同庁舎)
- 近畿中部防衛局調達部設備課 TEL: 06(6945)4979 (直通)
〒540-0008 大阪府大阪府中央区大手前4-1-67 (大阪合同庁舎第2号館)
- 中国四国防衛局調達部設備課 TEL: 082(223)7254 (直通)
〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎4号館)
- 九州防衛局調達部設備課 TEL: 092(483)8828 (直通)
〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10-7 (福岡第2合同庁舎)
- 熊本防衛支局設備課 TEL: 096(368)3609 (直通)
〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1丁目1-11
- 沖縄防衛局調達部設備課 TEL: 098(921)8181 (直通)
〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9

建設工事に関する総合窓口について

防衛省・自衛隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/>



③ 建設工事に関する総合窓口
(建設工事に関する公共調達、官公需、入札・契約制度のご意見・ご要望)

地方防衛局等が発注する建設工事の入札・契約制度に関するご意見・ご要望等がある方は、下記の各項目にご記入し送信してください。ご返信いただきましたご意見等につきましては、各地方防衛局ではなく、下記の本府担当等へと送信されます。

防衛省 整備計画局 施設計画課 契約制度企画室
電話：03 (3268) 3111 内線：36446
10:00~12:00, 13:00~17:00 (土日祝を除く)
メール：下記フォームを入力して送信してください。

住所	(例：○○県○○市○○町1-1-1)
企業名 (必須)	
お名前 (必須)	(例：防衛 花子)
ふりがな	(例：ぼうえい はなこ)
電話番号 (必須)	(例：090-1234-5678)
メールアドレス (必須)	(例：abc@mod.go.jp)
件名	
問合せ内容 (必須)	

入力が終わりましたら、「送信内容確認画面へ」ボタンを押して下さい。
また、入力した内容を全て消去するときは「内容をクリアする」ボタンを押して下さい。



総合工事の下請負者（電気工事、電気通信工事、管工事）への適正な支払いについて

【概要】

防衛省においては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」や「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」などにより、**これまで可能な限り分離・分割して発注を行うように努めている**ところである。

一方、防衛省が全国の駐屯地・基地で実施する**最適化事業では**、1地区単位でも**膨大な工事（建物）数となり**、その実施に当たっては、官側の契約事務、積算事務、監督・検査業務の膨大化、受注者側の技術者配置が困難といった課題に対応するため、**1地区毎の総合工事とする必要**がある。

【現状】

現在において、以下のとおり法令等で定められており、地方防衛局等でも取り組んでいるところ。

- **元請負者から下請負者への支払いに関しては、「建設業法」、「建設産業における精算システム合理化指針」などにより、**対等な立場、適正な見積調整と書面での契約、現金での支払い、支払期限、**不当に低い請負代金の禁止**などが規定
- 各地方防衛局においては、監督業務として、施工体制台帳に2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写しを確認（公共工事の場合、2次下請以下も含めた、全ての下請業者について請負金額を明記）することにより、施工体制の点検を実施
- 契約締結後、入札説明書等ダウンロードシステムに**内訳明細書をアップロード**

【対策】

総合工事について、設備業者が下請負の場合、民間工事におけるゼネコンの工事費の値切りなどの理由から消極的な意見があるところ、設備業者には、ゼネコンから適正な支払いがなされることへの安心感が必要となることから、発注者側として、次のような対策を講じる考え。

- **契約締結後、発注者から受注者に対し、内訳明細書を提示する**ことを周知
- 最適化事業の実施に際し、**下請に係る疑義が生じた場合は、各地方防衛局の担当課や建設工事に関する総合窓口を通じて、国交省（国交省は調査・指導）に取次ぐ**ことを周知
- 下請負者の見積及び施工体制台帳に明記される**下請負金額の妥当性について、工事監督官等が必要に応じて確認**することを周知